

○つがる市補助金等の交付に関する規則

平成17年 2 月11日規則第49号

改正

平成17年 9 月12日規則第189号

平成24年 2 月13日規則第 3 号

平成25年 5 月30日規則第32号

平成30年11月 1 日規則第22号

つがる市補助金等の交付に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、法令、条例又は規則に特別の定めのあるものを除くほか、補助金等の交付に関する基本的な事項を定めることにより、補助金等の交付の適正化と効率的な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において「補助金等」とは、市が市以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

(1) 補助金

(2) 利子補給金

(3) その他相当の反対給付を受けない給付金であって市長が定めるもの

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となった事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

(補助金等の対象者)

第 3 条 補助金等の交付対象となる者は、次のとおりとする。

(1) 市の福利に密着し、かつ、公益的な性格をもち、市行政を補完する事業を行う者

(2) 市の産業及び教育文化並びに体育の振興のため特に必要な事業及び研修を行う者

(3) 前 2 号のほか市長が必要と認める者

2 前項各号に該当する者であっても、次の場合は対象としない。

(1) 補助金等の効果の認められないもの

- (2) 補助金等の額が零細なもの
- (3) 補助申請者及び団体の収入で賄うべきものと認められるもの
- (4) 事業活動が不活発であり、単に運営費を補助するにすぎないものと認められるもの
- (5) 事業等が類似する補助事業者等であって、事業等の統合が必要と認められるもの

(補助事業者の責務)

第4条 補助金等の交付を受けた補助事業者等は、補助金等の交付の目的に従い、誠実かつ効率的にこれを使用し、その事業等の効果を図らなければならない。

(補助金等の交付申請)

第5条 補助金等の交付を申請しようとする者は、次の事項を記載した補助金等交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称並びに住所
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 補助事業等の経費配分、経費の使用方法、補助事業等の完了の予定その他補助事業等の遂行に関する計画
- (4) 前年度の決算及び事業成績（未了の場合は、その見込み、新たな者であって前年度の実績のない場合は必要でない。）
- (5) その他市長が必要と認める事項

(補助金等の交付の決定等)

第6条 市長は、補助金等の交付の申請のあったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地等を調査し、補助金等を交付することが適当であると認めたときは、補助金等の交付を決定し、補助金等交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において適正な補助金等の交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

3 補助金等の交付決定を受けた補助事業者等は、補助金等を請求しようとするときは、補助金等交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補助金等の交付条件)

第7条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（補助金等の決定取消し及び返還）

第8条 補助金等の交付を受けた補助事業者等が次に該当するときは、市長は補助金等の交付決定を取消し、既に交付した補助金等がある場合は、その全部又は一部の返還を請求することができる。ただし、補助事業等の内容の変更について、事前に市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

- （1） この規則又は交付の決定に付した条件に違反したとき。
- （2） 補助金等を他に流用したとき。
- （3） 補助事業等が著しく減少したとき。
- （4） 補助事業等を中止又は廃止したとき。
- （5） その他不正があつたとき。

（事業計画の変更申請等）

第8条の2 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ事業計画変更（中止、廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、第1号又は第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- （1） 補助事業等に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- （2） 補助事業等の内容を変更しようとするとき。
- （3） 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の申請を認めたときは、事業計画変更（中止、廃止）承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（諸帳簿の整備）

第9条 補助金等の交付を受けた補助事業者等は、当該補助金に係る諸帳簿を常に整備しなければならない。

（申請の不服申立て及び取下げ）

第10条 補助金等の交付決定を受けた補助事業者等は、当該通知に係る補助金等の交付決定の内容に不服があるときは、市長の定める期日までに書面により不服申立てをすることができる。

2 前項の不服申立てに対しては、市長は、その理由を付して申請者に通知しなければ

ばならない。

- 3 補助金等の交付決定を受けた補助事業者等が法令、条例及び規則並びに条件等により、その事業の遂行ができないときは、書面をもって補助金等の交付決定を取り下げることができる。

(調査及び状況報告)

第11条 市長は、必要に応じて補助金等の交付を受けた補助事業者等の事業及び運営等の内容について調査又は状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業実績報告書（様式第6号）に別に定める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金等の額の確定)

第12条の2 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査並びに必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に補助金等交付確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

- 2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を請求するものとする。

(加算金及び延滞金)

第13条 補助事業者等は、第8条本文の規定により既に交付された補助金等の返還を請求されたときは、受領の日から返還請求に定められた期日までの日数に応じ当該補助金等の返還すべき額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を付して市に返還しなければならない。

- 2 補助事業者等は、第8条本文及び前条第2項の規定により、補助金等の返還を請求され、これを定められた期日までに納付しないときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ当該補助金等の返還すべき額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を付して市に返還しなければならない。

(財産措置の制限)

第14条 補助事業者等は、補助事業等により取得した財産等の措置については、市長の承認を得なければ譲渡、貸付、交換又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の全部に相当する金額を納付した場合、又は補助金等の交付目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(他の条例規則等の関係)

第15条 青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年青森県規則第10号。以下「県規則」という。）の規定による補助事業者等の行う補助事業等についてはこの規定にかかわらず県規則の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年2月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の木造町補助金等の交付に関する規則（昭和47年木造町規則第2号）、森田村補助金等の交付に関する規則（昭和47年森田村規則第6号）、柏村補助金交付規則（昭和48年柏村規則第1号）、稲垣村補助金交付規則（昭和42年稲垣村規則第2号）又は車力村補助金等の交付に関する規則（平成12年車力村規則第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月12日規則第189号）

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成24年2月13日規則第3号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(つがる市自治組織活動助成事業基金条例施行規則の一部改正)

- 2 つがる市自治組織活動助成事業基金条例施行規則（平成23年つがる市規則第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成25年5月30日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年11月 1 日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

第 年 月 号 日

つがる市長

住 所
名 称 及 び
代表者氏名

㊟

補助金等交付申請書

年度 事業を実施したいので、つがる市補助金等の交付に関する規則第5条の規定により、関係書類を添えて補助金等の交付を申請します。

記

- 1 申 請 額 金 円
- 2 事業計画書 (別紙のとおり)
- 3 収支予算書 (別紙のとおり)
- 4 その他関係書類

様式第1号別紙

第1 事業計画書

事業名

事業主体

事業目的

事業内容

事業費

内訳

市補助金等

会費

寄附金

自己資金

計

円

円

円

円

円

円

事業施行方法

事業期間

その他参考事項

第2 収支予算書

収入の部

科 目	本 予 年 算 度 額	前 予 年 算 度 額	比 較	説 明
	円	円	円	
計				

支出の部

科 目	本 予 年 算 度 額	前 予 年 算 度 額	比 較	説 明
	円	円	円	
計				

上記の収支予算書は、原本と相違ありません。

年 月 日

名 称 及 び
代表者氏名

㊞

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

つがる市長

図

補助金等交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金等の交付について、つがる市補助金等の交付に関する規則第6条第1項の規定により、交付することに決定したので、同項の規定により通知します。

事業の施行については、同規則を厳守し、遺漏のないようにしてください。

記

1 事業名

2 補助金等の交付決定額 金 円

様式第3号（第6条関係）

第 年 月 日 号

つがる市長

住 所
名称及び
代表者氏名

印

補助金等交付請求書

年 月 日付けで決定された 年度 事業に対する補助金等の交付を受けたいので、つがる市補助金等の交付に関する規則第6条第3項の規定により請求します。

記

- 1 補助金等の交付決定額 金 円
- 2 今回の請求額 金 円
- 3 前回までの請求額 金 円
- 4 残額 金 円
- 5 振込先

金融機関・支店名	
預 金 種 別	☐ 普通 ☐ 当座
口 座 番 号	
ふ り が な	
名 義 人	

様式第4号（第8条の2関係）

第 号
年 月 日

つがる市長

住 所
名称及び
代表者氏名

印

事業計画変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付けで補助金等の交付決定のあった 年度 事業について、下記のとおり計画を変更（中止、廃止）したいので、つがる市補助金等の交付に関する規則第8条の2第1項の規定により申請します。

記

- 1 事業変更の理由
- 2 事業変更計画内容

様式第5号（第8条の2関係）

第 号
年 月 日

様

つがる市長

印

事業計画変更（中止、廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった事業計画変更承認について、これを適当と認めたので、つがる市補助金等の交付に関する規則第8条の2第2項の規定により通知します。

様式第6号（第12条関係）

第 号
年 月 日

つがる市長

住 所
名称及び
代表者氏名

印

事業実績報告書

年 月 日補助金等の交付決定を受けた 年度 事業について、下記のとおり実施し、完了したので、つがる市補助金等の交付に関する規則第12条の規定により関係書類を添えて実績を報告します。

記

- 1 補助金等の交付決定額 金 円
- 2 事業実施期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 事業効果 (別紙のとおり)
- 4 事業費内訳 (別紙のとおり)
- 5 事業収支決算書 (別紙のとおり)
- 6 その他関係書類 (別紙のとおり)

様式第6号別紙

第1 事業効果

第2 事業費内訳

市補助金等受入額	円
会費	円
寄附金	円
自己資金	円
計	円

第3 事業収支決算書

収入の部

科 目	本 予 年 算 度 額	本 決 年 算 度 額	増	減	説 明
	円	円		円	
計					

支出の部

科 目	本 予 年 算 度 額	本 決 年 算 度 額	増	減	説 明
	円	円		円	
計					

収支差引き残金 円

上記の事業収支決算書は原本と相違ありません。

年 月 日

名 称 及 び
代表者氏名



様式第7号（第12条の2 関係）

第 号
年 月 日

様

つがる市長

印

補助金等交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度 事業に対する補助金等の交付について、つがる市補助金等の交付に関する規則第12条の2の規定により、下記金額を交付することに確定したので、同条の規定により通知します。

記

補助金等の交付確定額 金 円